

安堵町障害者活躍推進計画

令和2年3月

安 堵 町

はじめに

令和元年6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

障害者の活躍とは、「その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、すべての障害のある職員が活躍できるよう、役場全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。障害当事者の視点に立つとともに、障害者の活躍の場を拡大するため、このたび、「障害者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が、今後も支え合い、働きやすい職場づくりに向けて、取組んでまいります。

令和2年3月
安堵町長

安堵町障害者活躍推進計画

機関名	安堵町（町長部局）
任命権者	安堵町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
安堵町における障害者雇用に関する課題	<p>本町は、職員数が100名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用の実績はない。</p> <p>障害のある職員に対しては、個別に対応してきており、法定雇用率も達成しているため、大きな問題は生じていないが、取組の推進・見直しについてPDCAサイクルを確立し、更なる活躍ができるよう努めていく。</p>
目標	
(1)採用に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用数が前年度を下回らない。 ○各年度法定雇用率（当該年6月1日時点）以上 (参考) 地方公共団体の法定雇用率：2.50% 令和元年6月1日時点の本町実雇用率：2.78% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
(2)定着に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、採用者があれば定着状況を把握・進捗管理
(3)満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・エンゲージメント 50% ※初年度は、実態に関するデータ収集のみ行う。 ○満足度の全体評価 50% (評価方法) 每年4月時点で在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査等実施し、把握・進捗管理
(4)キャリア形成に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者が担当する新たな職域を開拓する。 (評価方法) 人事記録等を元に把握・進捗管理
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を総務課とする。
(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員（選任予定者を含む。）に選任された者について、奈良労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○管理・監督者向けの研修を実施する。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○障害者が、従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○新規採用又は部署異動その他隨時に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。</p> <p>○なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務遂行ができるここと」又は「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からの受入れを実施する。
(3)働き方	<p>○必要に応じて、テレワーク勤務やフレックスタイム制の活用を検討する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスの実現等を図るため、年次有給休暇・特別休暇等の取得を促進する。</p>
(4)キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、OJT や各種研修、人事異動等を通じて、実務研修や専門性の向上を図る。
(5)その他の人事管理	<p>○必要に応じて、隨時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者になった者をいう。）については、円滑な職場復帰のために必要な職務選定及び職場環境の整備等並びに通院への配慮、働き方及びキャリア形成等の取組を行う。</p>
4. その他	
	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮に努める。

安堵町障害者活躍推進計画

発行年月 令和2年3月

発行 安堵町総務課

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町東安堵958番地

電 話：0743-57-1511

ファックス：0743-57-1526